

足羽東こども園運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 足羽福祉会（以下「本法人」という。）が福井市東大味町10-1-1に設置する足羽東こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 本園は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけでなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

3 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

4 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育（満3歳以上児に限る。）及び当該支給認定における保育必要量（支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（延長保育）を提供する。

(3) 一時預かり保育（幼稚園型）

やむを得ない理由により、1号認定の教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第59条第10号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(4) 一時預かり保育（一般型）

主として特定教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものに対し、支援法第59条第10号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(5) 障がい児保育・特別支援教育

障がいを有する児童に対し、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供する。

(6) 子育て相談

地域の子ども及び保護者に対し、子育てに関する相談を受けることによって、地域の子どもの発達を促す機会を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主幹保育教諭 2名（常勤専従）

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 副主幹保育教諭 1名以上

園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(4) 保育教諭 13名以上（上記(2)の常勤専従職員を除く常勤換算後）

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 教育・保育補助員 1名（常勤換算後）

(1)から(4)までの職員が行う園児の教育及び保育の補助業務を行う。

(6) 栄養士 1名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(7) 調理員 2名以上（常勤換算後）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 学校医 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校歯科医 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10) 学校薬剤師 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(11) 事務職員 1名

本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(12) 運転手 1名

園児送迎及び運転記録簿、車両管理に関する業務を行う。

(利用定員)

第5条 本園の支援法第31条第1項の利用定員は、支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 支援法第19条第1項第1号の子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号認定子ども」という。） 12人
- (2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。） 76人
- (3) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 48人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(特定教育・保育の提供を行う日)

第6条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 8月 1日 から8月31日 まで
- (3) 冬季休業 12月26日 から1月 6日 まで
- (4) 学年末休業 3月26日 から3月31日 まで
- (5) 学年始休業 4月 1日 から4月 5日 まで

(教育時間)

第7条 満3歳以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、5時間とする。

(教育・保育を提供する時間)

第8条 保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

9時から14時までとする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時までの範囲内で、一時預かりを行う。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで及び16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

(4) 開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日	午前7時00分	から	午後19時00分	まで
土曜日	午前7時00分	から	午後19時00分	まで

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 本園においては、条例第13条第1項の規定により、園児の保護者の居住する市町村が定める額の利用者負担額（保育料）を支給認定保護者から徴収する。

2 本園においては、条例第13条第4項の規定により、別表に掲げる実費を支給認定保護者から徴収する。

(利用の開始に関する事項)

第10条 本園は、利用申込のあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合については、条例第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

2 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育の必要性の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づき市町村が行う利用調整に従い決定される。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、条例第7条の規定により、できる限り協力するものとする。

4 本園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福井市、支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日 施行
平成28年4月1日 全面改正
平成31年4月1日 一部改正
令和元年10月1日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正

別表（第9条関係）

1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
送迎バス代	園児送迎に係る費用	利用児のみ	月 3,000 円
教材、絵本代	教育保育活動に使用	2～5 歳児	各定価
教材、保育用品代	教育保育活動に使用	全園児	各購入物品の定価
スモック、体操服 他	園生活に使用	2～5 歳児	各購入物品の定価
災害共済掛金	当年度掛金	希望者	240 円
写真代	アルバム用	0～5 歳児	1 枚 50 円
遠足代	親子遠足による費用負担分	参加者のみ	3,000 円程度
副食費	給食の副材料に係る費用	1 号認定	月 4,500 円
副食費	給食の副材料に係る費用	3.4.5 歳児の 2 号認定	月 4,500 円

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

30分未満 日額 100円（月上限額1,500円）

30分超 日額 200円（月上限額2,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

(2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

午前7時から午前8時まで 無料

午後4時以降4時30分まで 日額 100円（月上限額1,500円）

午後4時30分以降6時まで 日額 200円（月上限額2,500円）

午後6時以降 日額 300円（月上限額3,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

日額（平日） 400円

日額（長期休業） 400円

日額（土曜日） 800円

足羽東こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 足羽福祉会
所 在 地	福井市梅野町20-7
電 話 番 号	0776-41-3108
代表者氏名	理事長 高村 昌裕

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	足羽東こども園
施 設 の 所 在 地	福井市東大味町10-1-1
連 絡 先	電話番号 0776-41-3122
管 理 者	園長 三上 登美子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 12人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 76人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 54人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	3,503.74㎡
-----	------	-----------

	園庭	1,060.65㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建 鉄骨造ステンレス鋼板葺2階建
	延べ面積	1,725.40㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	ちゅうりっぷ組
ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組
保育室	5室	たんぽぽ組（2歳児クラス） さくら組（3歳児クラス） うめ組（4歳児クラス） ひまわり組（5歳児クラス） 一時預り室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
保健室	1室	
職員室	1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2名	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
副主幹保育教諭	14名	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭		園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
教育・保育補助員	1名	職員が行う園児の教育及び保育の補助業務を行う。
栄養士	1名	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
調理員	2名	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
学校医	1名	健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1名	健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
事務職員	1名	本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
運転手	1名	園児送迎及び運転記録簿、車両管理に関する業務を行う。

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（8月1日から8月31日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） 学年始休業（4月1日から4月5日まで）
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね4時間程度）	9時～14時【※1】
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時【※2】
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

【※1】

14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますので御相談ください。（別途利用者負担額が必要となります）

【※2】

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案

し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、8時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提

供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) 地域子育て支援事業

地域在宅児家庭を対象とするふれあい広場の開催や育児相談事業を実施します。

(6) 延長保育事業

(7) 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）

(8) 情報の提供

(9) その他、教育・保育に係る行事等

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます

(4) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担

在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

(1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、

利用定員の総数を超える場合

- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	谷口医院
医 院 長 名	谷口 利尚
所 在 地	天王町20-41
電 話 番 号	0776-41-1013

- (2) 歯科

医療機関の名称	小林歯科
医 院 長 名	小林 隆一
所 在 地	福井市豊島2-7-9
電 話 番 号	0776-23-6233

- (3) 薬剤師

薬 剤 師 名	笠松 佳芳里
所 在 地	福井市田治島町7-26-3
電 話 番 号	0776-41-0573

1 3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井南警察署	福井市江守中町6-18-2
上文殊駐在所	福井市徳光町30-44-1
福井南消防署	福井市花堂中1-14-25

1.4 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	三上 登美子
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・避難滑り台 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・避難器具(救助袋) 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名 國枝 洋子 電話番号 41-3122	
相談・苦情 解決責任者	氏名 三上 登美子 電話番号 41-3122	
第三者委員	永井 裕子	電話番号 (0776)41-3108 (足羽福祉会 法人本部内)
		役職・肩書等 福井県立大学助教
	豊島 雅恵	電話番号 (0776)61-0287
		役職・肩書等 学識経験者

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付
保険の内容	負傷 疾病 障害 死亡
保険金額(補償限度額)	災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条による

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」を御確認ください。

1.7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させ

るため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- (3) 当園は小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

別表

1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
送迎バス代	園児送迎に係る費用	利用児のみ	月 3,000 円
教材、絵本代	教育保育活動に使用	2～5 歳児	各定価
教材、保育用品代	教育保育活動に使用	全園児	各購入物品の定価
スモック、体操服 他	園生活に使用	2～5 歳児	各購入物品の定価
災害共済掛金	当年度掛金	希望者	240 円
写真代	アルバム用	0～5 歳児	1 枚 50 円
遠足代	親子遠足による費用負担分	参加者のみ	3,000 円程度 (行き先により変更有)
副食費	給食の副材料に係る費用	1 号認定	月 4,500 円
副食費	給食の副材料に係る費用	3.4.5 歳児の 2 号認定	月 4,500 円

3 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

30分未満 日額 100円（月上限額1,500円）

30分超 日額 200円（月上限額2,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

(2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

午前7時から午前8時まで 無料

午後4時以降4時30分まで 日額 100円（月上限額1,500円）

午後4時30分以降6時まで 日額 200円（月上限額2,500円）

午後6時以降 日額 300円（月上限額3,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

4 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

日額（平日） 400円

日額（長期休業）400円（1日の場合500円）

日額（休日） 800円

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

足羽東こども園 園長 三上 登美子

私は、本書面に基づいて足羽東こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名印

児童との続柄